

給水装置工事の一部を請負又は委託に付した場合における 給水装置工事費の算出方法について

(制定 昭和 38 年 4 月 19 日局長決)
(最近改正 平成 31 年 3 月 28 日)

給水装置工事の一部を請負又は委託に付した場合においては、大阪市水道事業給水条例（昭和 33 年大阪市条例第 19 号）第 16 条第 1 項の規定に基づいて算出した工事の費用に、次に掲げる費用の合計額を加算する。ただし、間接経費については局長が必要と認めるときは、その額を減免することができる。

- 1 直接経費 請負又は委託に要した費用に相当する額
- 2 間接経費 請負又は委託に要した費用の 10 分の 1 に相当する額

附則

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。